

東庄町耕作放棄地再生事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 7 日

告示第 4 2 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、耕作放棄地を農地として再生する農業者を支援し、農業生産の維持及び農地の有効利用を図るため、耕作放棄地において、障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地及びこれらの作業と併せて行う土壌改良その他耕作を再開するために必要な作業（以下「再生作業」という。）に要する経費の一部について、予算の範囲内において、東庄町耕作放棄地再生事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、東庄町補助金等交付規則（昭和 4 0 年東庄町規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耕作放棄地 農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 3 2 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する農地をいう。
- (2) 認定農業者等 農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号。以下「基盤法」という。）第 1 2 条第 1 項、第 1 3 条第 1 項、第 1 4 条の 4 第 1 項又は第 1 4 条の 5 第 1 項の認定を受けた者その他これに準ずる者及び、第 1 9 条第 3 項における農業を担う者に該当する者又は該当することが確実と見込まれる者をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として町長が定める者を除く。

- (1) 再生作業が終了した農地を 5 年以上にわたって耕作する意思のある認

定農業者等

(2) 東庄町の町税及び国民健康保険税の滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 交付対象者が、再生作業を自力施工又は請負施工によって行うものであること。

(2) 再生作業を行う農地が、東庄町農業振興地域内の耕作放棄地であって、交付対象者が新たに取得又は借受けを行う農地であること。

(3) 前号に掲げる取得又は借受けが、補助金の交付申請日の1年前から当該申請日の属する年度の末日までに行われること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耕作放棄地の再生作業に要する経費とする。

2 補助対象経費の算出に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 再生作業費の積算のうち、労務費の算出にあつては「公共工事設計労務単価」を用い、自己所有等の機械の供用に係る損料相当額の算出にあつては「土地改良工事積算基準（機械経費）」を用いるものとする。

(2) 再生作業費は、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 補助金の額は、補助事業に係る農地の農地基本台帳に登載されている面積若しくは再生作業をした面積のいずれか小さいものに10アール当たり10万円を乗じて得た額又は補助対象経費の2分の1の額のうちいずれか低い額とする。ただし、1アール未満の農地面積及び1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、国その他の団体による補助に係る金額がある場合は、これを控除する。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、耕作放棄地再生事業補助金交付申請書（様式第1号）

に次に掲げる書類を添付し、同様式の同意書に署名又は記名押印の上、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業対象農地の位置図
 - (2) 事業実施農地ごとの現況写真
 - (3) 事業費の根拠となる見積書、積算書等
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第7条 規則第4条の規定により、町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、町長は、前項に規定する決定の結果を耕作放棄地再生事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、町長は、前条第1項に定める交付の決定をする場合において、次に掲げる交付の条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（町長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、町長の承認を受けること。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める条件
- (変更交付申請等)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請時の内容に変更が生じた場合、耕作放棄地再生事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を耕作放棄地再生事業補助金変更（中止）承認（却下）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(事業の着工)

第10条 交付決定者は、事業の着工は、原則として第7条の交付決定に基づき行うものとする。

2 交付対象者は、事業に着工したときは、速やかに着工届（様式第5号）を町長に届け出るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、交付対象者が交付決定前に着工する場合は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを明らかにした上で、交付決定前着工届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(状況の報告)

第11条 町長は、規則第10条の規定により、交付決定者に対し、必要があると認めるときは、交付事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(竣工)

第12条 交付決定者は、事業が竣工したときは、速やかにその旨を竣工届（様式第7号）により、町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、規則第11条の規定により、事業が完了した日から起算して1月を経過する日又は交付決定に係る年度の3月31日までのいずれか早い日までに、耕作放棄地再生事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施農地ごとの再生作業前及び再生作業後の写真

(2) 経費の支払を証する書類

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、規則第13条の規定により、実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の書類の審査等により、その報告に係る補助金の成果を確認し、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、耕作放棄地再生事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者が、規則第14条の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、耕作放棄地再生事業補助金交付請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第16条 交付決定者は、補助金の交付決定額の範囲内において、概算払により補助金を請求することができるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を請求しようとする交付決定者は、規則第15条の規定により、耕作放棄地再生事業補助金概算払請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

(書類の備付け)

第17条 交付決定者は、事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

(耕作状況の報告)

第18条 補助事業者は、再生作業が完了した日から5年に満たずに耕作ができなくなったときは、耕作放棄地再生事業経過状況報告書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第19条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、耕作放棄地再生事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により当該交付決定者に通知することができる。

(1) 前条の規定による報告において、耕作を中断した理由及び今後の措置について適当と認められないとき。

(2) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他この規則に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金の返還を請求するものとする。

(その他)

第 20 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。